

じんけん通信

令和 2 年(2020 年)11 月(第 151 号)

皆さんは、「手話通訳士」のお仕事をご存じでしょうか？
新型コロナウイルス感染症に関する会見などで、最近見かけられる機会が多くなっているかと思います。

じんけん通信 11 月号では、滋賀県障害福祉課で手話通訳士として働かれている田淵千恵子さんにインタビューを行い、手話通訳のお仕事についてお聞きしました。



特集 手話通訳士のお仕事！

～ 県庁での手話通訳士の仕事内容について ～

記者) 県庁でされているお仕事としてはどういったものがありますか？

田淵) 県主催の大会や全国大会、県職員や教員の採用面接、スポーツ大会、県庁内の当事者参画の会議、議場での通訳、また来庁者通訳など、様々な場面で通訳をしています。

東日本大震災の時や、熊本の震災の時は現地への被災地支援にも出向きました。東日本大震災では、甚大な被害のあった名取市(宮城県)へ派遣され、仮設住宅入居手続きの通訳などをしました。

記者) 名取市への派遣期間中は市の行政手続きの通訳をされたんですか？

田淵) 私は5日間いたんですけど、名取市には専任の手話通訳がいなかったもので、そもそも市役所に行って相談するという考えがろう者(※ろう者とは、手話を母語とする聞こえない人たちをいいます。)にはなかったのだと思います。なので、最初にやったのは、「滋賀県から手話通訳が来ていますので、ぜひ会いに来てください。」というポスターを作って張り出したことです。「聞こえる方が目にして、ろう者に伝えてもらえたらいいなあ～」との思いもありました。

あとは、地元の宮城ろうあ協会からろう者の名簿を預かり、手話通訳が市役所にいるので何かあれば連絡くださいというような FAX を全世帯に送ったりもしました。午前中は市役所にいるようにして、午後は家を訪問して回りました。

記者) 災害派遣で印象に残ったことはありますか？

田淵) 震災時に海側に住んでいて被災したろうのご夫婦の通訳をしたんですが、別の地域に住まっていたお兄さんが急いで駆けつけてくれて山の方に逃げたおかげで助かったとのこ

とでした。仮設住宅に入るとなったときに、仮設住宅は地域ごとに割り当てが決まっています、こういう混乱している状況では周りともコミュニケーションも取りにくいから、このご夫婦にはお兄さんと同じエリアで住みたいという思いがあったんです。その思いを強く役所の人に伝えて私は帰ることになります。

後日、ご夫婦から「お兄さんの住むエリアの仮設住宅に入ることができた。ありがとう！」とメールが来て、ようやく「少しは支援ができた！」とホッとしました。今でもその方からは、少しでも近畿で地震があると大丈夫か？というようなメールが来たりして、ずっと関係が続いています。こういう繋がりが広がるのも県の専任手話通訳という立場のお陰だと感謝しています。

記者) 先ほどの話なんですけど、専任の手話通訳がいる・いないで、ろう者にとって行政に対する気持ちは大きく違うんですか？

田淵) 手話通訳者がいなくても普段、市役所に何か用事で来て、決まった書面に、名前、住所、生年月日とか「これと、これと、これ書いて」、と指で差されれば、ろう者は書くことはできると思いますが、それは、会話じゃなくて指示ですよ。例え相談があって手話で伝えようとしても、市役所にろう者の思いを読み取れる通訳者がいないのでは、コミュニケーションは成り立っていない訳です。何も言って来ないから問題がないのではなく、何も言えない(手話で伝えても行政に伝わらない)状況がずっとあったんだと思います。

熊本に派遣された際は、派遣先に専任の手話通訳の方がいたので、次々にろう者が来られて、お話しをしたり、り災証明発行の手伝いがスムーズにできました。

記者) 平常時なら、市役所では処理ができていたので意識していなかったことが、災害によって通訳者が必要だということがより意識されるようになったということですね。

田淵) そうですね。実際に名取市では、震災の後、専任の手話通訳を置くようになったようです。行った甲斐がありました。

～ コロナ前・コロナ後で変わったこと ～

記者) 最近、新型コロナウイルス感染症の知事動画でお見掛けすることが増えましたが、コロナ前・コロナ後で変わったことは何かありますか？もちろん手話通訳が全国的に注目されたってことがあると思うんですけど。

田淵) 当事者の運動がもちろんあったようですが、そんなに関心のなかった方が、あの県は手話通訳つけているのにこの県はつけていないとか、そういう意味での関心が高まったのは確かですね。フェイスシールドとか必要なグッズが出てきたじゃないですか。ああいうのでも関心のなかった人が「あれではキラキラしてて顔が見えにくいよね」というようなことを言われたりとか。知り合いがマウスシールドを家まで持ってきてくれたときはびっくりしました。ありがたいことです。官房長官とかの会見でカメラが寄ったら手話通訳が消えたりするじゃないですか。あれに対しても、なんでそのままにしとかないのかと



か言ってくださったり。今まであまり見えていなかったろう者の存在がぐっと前に出た感じはしますね。ただ、聞こえる聞こえないに関係なく、インターネットにアクセスできない高齢の方々も多くいるので、「情報格差が起きているなあ〜」というのは否めない事実ですね。

記者) じんけん通信でも今まで取り上げたことがなかったテーマで、コロナで注目されてきたからこそ取り上げたという部分があったので。非常事態になったことでとても注目されるようになったというか。

田淵) そうですね。だから、突然のことでしたので、私のリズムも大変でした（笑）

滋賀県は知事がいち早く手話通訳を付けたいと言ってくださっていただきましたので、ろうあ協会からもちょうど要望に来庁されて、もう準備できていますというような受け答えができたので良かったですけど、なんせ、突然で時間の読めない日々でした。

それと、いつもの通訳なら情報は消えてなくなりますが、動画だと残るじゃないですか。そういうプレッシャーがあって、やっているときは必死でやっているんですけど、なんか会う人に「いつも見てるで」とか言ってもらくと、見てはるんやっていう良くも悪くもプレッシャーがありますね。

記者) ご自身の動画は見返されたりするんですか？ここをこうしておけばとか考えたり。

田淵) もちろん。でも出してしまったものは仕方ないので、今度はしようとか反省はしません。それと、ちょっと裏話ですが、知事が気合入ってくると手がすごく動くんですね。

「ですから〜」みたいなときにね。たまに顔にかぶってくるんです（笑）その時は、「知事は聞こえる県民の方々に分かりやすくお話していただくのがお仕事で、私は聞こえないの方々に手話言語でお伝えするのが仕事なので、ここに手が来ると表情が見えなくなるので・・・」ってお伝えしたこともありました。そしたら、ごめんごめんってやり取りがあって。知事が「そういう時は手をはたいて」っておっしゃるんですけど、「そんなことしたら、はたいてるとこまで映るやん」って思っていました（笑）。

記者) 事前の知事との調整の時とかに難しい言葉とかがあっても、簡単にしてほしいという部分と簡単にできないという部分があると思うんですけど。

田淵) あります〜（しみじみ）。専門用語よりも、例えば、琵琶湖でこういうことが起きているとか、大意をぎゅっつつかんで伝えていくということをしています。全然わからない言葉は担当の課に行って意味をもう一回聞いて、「こういう感じでお伝えしても支障はないですかね」と確認して、工夫しています。

記者) 通常業務と並行して、そういった確認をして噛み砕いて伝える仕事もされているんですね。

田淵) そもそも、私が理解していないことは絶対に伝えられませんし、間違った情報ではだめですから。GOTO トラベルとか QR コードを読み込むとかそういったところで何かしらのデメリットが起きてもいけないし。だけど専門用語に引っ掛かりすぎて動作が減ってしまったら何を伝えているかわからなくなってしまうので、システムを理解して、「QR コードを読み込んで、もし感染者が見つかったら読み込んだ人に感染者と接触したことを連絡するシステムです」とかね。あんまり言っていることと乖離してもいけないとは思いますが。

記者) 手話通訳する人の言語感覚というか、表現する人の方法による部分があるんですか？

田淵) 日本語で表してしまっただけでは伝わらなかつたりするので。ぎゅっと日本手話に変えて、な

おかつその内容を適切に伝えるって難しいんですよ。

記者) 手話を見て、何となく手話が分からなくてもこういう感じやなっているのが分かること
があって面白いと思うんですけど。表情とか伝え方とか。

田淵) そうですよ。「琵琶湖の水質が」とかいうときに淡々と伝える人と、えらいことなっ
てという表情をして伝えるのでは伝わり方がだいぶ変わってきますもんね。

記者) 表情とか、手話で伝える部分以外にも気を配って通訳されているんですね。

田淵) そう心がけています。だから私はフェイスシールドはつけていないんです。会見場もコ
ロナ禍になってからはいち早く大きい部屋になりましたし、知事との距離も私は一歩下が
っています。

～ 講演会での手話通訳 ～

記者) 講演会で手話通訳をされるととき、事前の打ち合わせがあるのとないのがあると思うん
ですけど。事前の打ち合わせがない場合はその場でという感じですか。

田淵) そうですね。事前に資料をもらって想像しながら、講師の本を読んで見たりもするん
ですが。

記者) 原稿どおりにされない講師さんもおられますよね。

田淵) おられます。その場合はリアルタイムで。たまに絡んでこられる講師さんもいるから。
「こんな話で大丈夫か？」とか「話すの早くてごめんごめん」とか。それも通訳しな
あかんので大変なんですよ（笑）

記者) 集中力が必要なお仕事ですもんね。通訳交代の時間も決まっていますよね。

田淵) そう。普通は20分くらいで交代が基本ですが講師の話ぶりによっては、ちょっとこれは
厳しいなという時は15分で交代したりします。

記者) 脳が疲れますよね。

田淵) そうですそうです。帰りには脳みそがかすかすになってます。でもやっぱり、なるほど
って思ったときは手も動くし、頭にも残ってる。ええ話やな～と思ったらね。

記者) 通訳するのに必死で内容を覚えていないって訳ではなく？

田淵) そうそう。人によりますが私は残ります。これは今度の何かに使えるなとか思ったり。

～ 合理的配慮の先に 案外気付かないこと ～

田淵) 手話通訳をするうえで課題と感ずることなのですが、最近は障害者差別解消法や条例の
施行を受けて「合理的配慮」という言葉が独り歩きしているように思います。手話通訳、
手話通訳って言うてくださるんですけど、手話通訳を用意したことが合理的配慮とい
うことになっていて、その講演会とかフォーラムがあるっていう情報自体がろう者に伝わ
っていないことがすごく多いんですね。それが合理的配慮なんだろうか？と感じています。

それと、県内には聴覚に障害があるということで身体障害手帳を持っている方が4,000
人程度おられますが、その多くが手話はわからない方々です。その方々は文字による要
約筆記という情報保障で内容を理解されます。今後は、手話と要約筆記を両方想定しておき、
申し込みがあれば付けるという形が合理的配慮ではないかと思っています。

また、手話通訳を付けているということは、その向こうにはろう者がいるということ

考えて欲しいのですが、残念ながら今でも時折、連絡はこちらまでと電話番号だけが書かれていたりということがありました。手話通訳を付けているということはろう者が見ていると考えて、電話・FAX番号の両方を表示するようになってほしいです。

記者) 当課でも相談窓口はFAX対応をしていたんですけど。チラシで「FAX可」という表現にしようとしたことがあって、田淵さんから指摘をいただいて修正しました。

田淵) ありましたね。自分がそれを目にしたときにFAXできますよという風にとらえる人ももちろんいますけど、「可」とするとFAXはちょっとオマケ感覚だなと捉える人もいるかもと思ったので言わせてもらいました。

開庁時に連絡が取れない人たちもいるじゃないですか。ユニバーサルデザインの考え方で、どの方法でもアクセスできるようにするために、別にろう者のためにこうしてくださいという訳じゃないんですけど、誰もがアクセスしやすい連絡先を載せるべきだと思いますので。

記者) 今までの仕事で、これはこうしておいた方がよかったなということが思い浮かびます。問い合わせ先に電話番号しか書いていなかったりとか。窓口業務でも説明を書いたカードとかを見てもらってやり取りをすることがあったんですけど、そもそも日本語が第一言語じゃない方もいるっていうのも頭になく、そういう対応だったので。もっと配慮できたなと思いました。

田淵) でもまあ、それが普通というか、「聞こえはらへんけど書けば分かるし」って思うのが普通の感覚だと思いますし。やっぱり、それを啓発していくというのも私の仕事かなとも思っています。こうやって話す機会をくださったことに感謝します。「この文章を読んだ方が一人でも気づいてくれはったらいいなあ〜」と思いますし、分野が違うところで働いている人は悪気がなく、気づかない人もいると思うので、これからも啓発を頑張りたいと思います。

記者) ろう者の中にもいろいろな背景を持った人がいるでしょうし。

田淵) そうですね。途中から耳が聞こえなくなった方とか、補聴器を使って地域の学校に通っていた方もいます。その方々には筆談での対応になります。警察学校などでも、「聞こえない人と一括りしないでください」とお話しします。まったく聞こえないという状態が同じでも、手話を身に付けて生きているろう者もいれば、事故や病気で突然聞こえなくなった方は当然、手話を身に付けている訳ではありませんので筆談になります。

つまり、聞こえないから手話通訳という訳でもないし、前述したように文章の苦手なろう者もいるので、書けば伝わるだろうという訳でもないと説明しています。

手話が必要って言われたら筆談は難しい人って捉えてもらっていいと思います。

結構、ろうの人に「筆談大丈夫？」って先に聞いたら大丈夫って言わはる人が多くて、やっぱり書いて「わかる？」って聞かれたらプライドもあるしわかるって答えはるんですね。で、事故とかだと損得にかかわってきますよね。でも文書を、いついつ、どこどこ、何時にとか虫食いで読まはるんで、甲、乙とか過失割合とか見てなくてハンコ押して後で大損とかということも実際あるので、聞こえる人から先に話を聞かずに、当事者が手話が必要と意思表示されたら、障害者差別解消法では行政や公的機関は義務になっているので必ず、通訳を入れることは必要ですし、通訳が入った段階から調べて欲しいとお話した

り、「筆談できる？」って先に聞かないで欲しいと言ってるんですよ。

筆談が絶対いけないわけではないけれど、なるべく短く、わかりやすく平易な文章でやり取りすることを心がけてほしいと思います。

県でも窓口に「手話通訳か筆談どちらのコミュニケーションがご希望ですか？」という用紙を置いてあるんですよ。

受付の方にもコミュニケーションの取り方とかを勉強してもらって、手話が必要という方は私を呼んでもらい、筆談を選ばれた方には「丁寧に筆談してください」とお話ししています。(乱暴に書くと、内容を伝えるよりも先に面倒だなあ～というメッセージが相手に伝わってしまうので気をつけましょう。)

記者) ろう者は皆さん筆談ができるだろうと思っていました。

田淵) でも、言葉ってどうやって覚えました？学校行ってから覚えた？

記者) 物心ついたときにはもう。耳で聞いて覚えていたはずですよ。

田淵) でしょ？その時に言葉が入らへんてことは。

記者) 冷静に考えるとそうですね。

田淵) だから親とかが言葉の発語を教えても、その言葉の意味が分かっていなくて話していたら意味がないので、手話っていう第一言語をまず覚えてから第二言語を乗せるっていうことをしないとなかなか言語獲得が進みませんよね。英語でもそうですよね。だからろう教育ってすごく難しいと思います。生活に密着した身ぶりは身に付くでしょうけど、学習言語から生活言語へ発展しにくいようです。私たち聴者は学習言語(学校で習う国語)から生活する中で、その場に応じた言語を耳にして生活言語が増えますよね。例えば、学校で「おとうさん」と習っても、年齢に応じて、場面に応じて「父が」とか「おやじが」とか使い分けますよね。

ただ、皆さん仕事を持ち、家庭を持ち生活力はしっかり持たれているので、聞こえないことは当然、不便もあるでしょうが、自分なりの生活スタイルで生き生きと生活されています。その姿に魅せられて通訳という仕事を続けているようにも思います。(つづく)

※1. 今回のインタビューでは、田淵さんの話ぶりが伝わるように構成していますが、より内容が分かりやすいように一部内容を編集しています。

※2. 続編は、じんけん通信令和3年(2021年)1月号で、田淵さんが手話通訳士になられたきっかけや、仕事をされるうえで抱いておられる思いなどを、さらに深く掘り下げてお届けする予定です。

耳の不自由な方はどうぞこの用紙をご利用ください	
手話通訳 ・ 筆談	
どちらをご希望ですか？	
★お名前を書いてください。 ()	
★手話通訳者に連絡しますので、少しお待ちください。 ・通訳者が来ます。お待ちください。 ・申し訳ありません。本日は(出張・休み)で不在です。日.....(午前.....午後.....)は出勤の予定です。	
障 害 福 祉 課	内 線 3 5 4 6
電話応対者名 :	
受付(本館・新館)	対応者名 :

人権カレンダー 11月

- **児童虐待防止推進月間**

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況です。児童虐待は社会全体で解決すべき深刻な問題です。月間中は児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、集中的に広報・啓発を行います。

- **子供・若者育成支援強調月間**

期間中は、子供・若者育成支援に関する国民運動の一層の充実や定着を図ることを目的として、関係省庁、地方公共団体及び関係団体とともに、諸事業、諸活動を集中的に実施します。

- **過労死等防止啓発月間**

月間中は、過労死等を防止することの重要性について国民への周知・啓発を目的に、各都道府県で「シンポジウム」を行うほか、無料の電話相談を行います。

- **1日 滋賀教育の日**

県民がこぞって滋賀の教育について考える機運を高め、社会全体で子どもの育ちを支える環境づくりを促進することを目的に、平成18年(2006年)に制定されました。県民をはじめとして、地域、企業、学校など、教育に関係する機関・団体それぞれが主体的に取り組み、互いに連携・協力して「滋賀教育の日」の趣旨の普及・啓発を図ります。

- **4日～17日 福祉人材確保重点実施期間**

今後、高齢化がさらに進行することが予想される中で、福祉介護サービス分野は、最も人材確保に真剣に取り組んでいかなければならない分野です。

期間中は、福祉・介護サービスの意義の理解を一層深めるための普及啓発及び福祉人材の確保・定着を促進するための取組に努めることとされています。

- **11日 介護の日**

介護についての理解と認識を深め、介護従事者、介護サービス利用者およびその家族などを支援するとともに、地域社会における支え合いや交流を促進するため定められました。この日には、全国各地で関係団体などによるさまざまな行事が開催されます。

- **8日～21日 家族の週間/15日 家族の日**

子供と子育てを応援する社会の実現のためには、バランスの取れた総合的な子育て支援を推進するとともに、生命を次代に伝え育んでいくことや、子育てを支える家族と地域の大切さを国民一人ひとりが理解することが必要です。この機会に、家族や地域の大切さについてみんなで考えてみませんか。

- **12日～25日 女性に対する暴力をなくす運動**

配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント等女性に対するあらゆる暴力の根絶を目的としています。

- 12日～18日 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

全国の法務局・地方法務局では、専用相談電話「女性の人権ホットライン(0570-070-810[ゼロナナゼロのハートライン])」を設置して、女性をめぐるさまざまな人権問題についての相談に応じています。週間中は、平日の電話相談受付時間を延長し、土・日曜日にも電話相談に応じます。

- 20日 世界の子どもの日

昭和29年(1954年)、国連総会は全ての加盟国に対し「世界の子どもの日」を制定して、子どもたちの世界的な友愛と相互理解の日に、また世界の子どもたちの福祉を増進させる活動の日に当てるよう勧告しました。一般的には「子どもの権利宣言」「子どもの権利条約」が採択された11月20日に制定されていますが、日本は5月5日のこどもの日を日本版「子どもの日」としています。

- 25日～12月1日 犯罪被害者週間

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害に加え、社会の無理解・無関心などから配慮に欠けた対応をされるなど、二次的な被害にも苦しめられています。このような犯罪被害者等の置かれた状況について国民が理解を深め、犯罪等による被害について考える機会として定められました。期間中、全国各地で広報啓発行事を行い、犯罪被害者等への理解・配慮・協力を呼びかけます。

そして現在、特殊詐欺被害が多発しています。日頃から防犯情報を気にしていただくとともに、ご家族やご近所への注意喚起もお願いします。

特殊詐欺から「留守番ボタンをポチッと」作戦!

あなたを守る

★★★在宅時も家の電話を留守番電話設定にするだけ!

詐欺犯人は留守番電話につながると電話を切ります。
メッセージを聞いて、必要なところにだけ、掛けなおしましょう。

【三日月知事からの直筆メッセージ】

心から
三日月知事
特殊詐欺被害を
防ぐために、
留守番電話の
設定を
必ず
おこなってください。
三日月知事

滋賀県
滋賀県警察



ジンケンダーのちょっと一言

必要とする人にちゃんと伝わるように、情報の伝え方、届け方を見直したいのだー!